

研修認定薬剤師制度実施要領の読み替え（変更）について（令和４年１月11日から同年３月31日まで適用）

	現行規定	読み替え後
5 研修認定薬剤師の認定及び更新	(1)研修認定薬剤師として最初の認定に必要な単位は40単位とし、最初の認定を受けるための研修期間は、最初に単位を取得した日より起算して４年間以内とする。ただし、毎年５単位以上取得すること。	(1)研修認定薬剤師として最初の認定に必要な単位は40単位とし、最初の認定を受けるための研修期間は、認定申請日より遡って４年間以内とする。
	(4)単位認定の制限 ア 実習研修及び自己研修については、最初の単位を取得した日または更新を受けた日より換算して各々年間５単位を認定の上限とする。なお、新カリキュラム対応研修の単位を薬剤師研修支援システムにより取得した場合は、この上限を除外する。ただし、この取得単位が実習研修、自己研修の各々年間５単位の認定の上限を超えた場合は、他の実習研修単位、自己研修単位は累積単位として認めない。	(4)単位認定の制限 ア 実習研修は、集合研修に合算するものとし、その認定の上限はないものとする。自己研修は、研修期間１年につき５単位を認定の上限とする。
	イ グループ研修については、前(1)項の40単位及び前(3)項の30単位のうち５単位を認定の上限とする。	イ グループ研修は、自己研修に合算するものとし、１回の認定申請につき５単位を認定の上限とする。

10 研修認定薬剤師の認定手続	(1)「5の(1)」の要件を満たした者は、研修センターに対し、「研修認定薬剤師新規申請書」（実施細則で定める。）に「6の(1)のア」の「研修手帳」及び必要事項を記入した「生涯学習自己診断表（薬剤師生涯研修の指標項目）」（実施細則で定める。）を添えて提出することとし、「16」の認定申請料を納めるものとする。認定の日付は原則として申請書内の「2. 申請日」とし、次回の更新（3か年）はこの日から起算する。なお、申請日以前に取得した単位は次回更新の単位には充当できない。	(1)「5の(1)」の要件を満たした者は、研修センターに対し、薬剤師研修・認定電子システム（PECS）を利用し、その提示に従って必要事項を入力し、かつ認定審査料を納めることにより、新規申請を行うものとする。この場合、申請後にPECSより送信された申請受理連絡を印刷したものを添えて、研修受講シールを貼付した薬剤師研修手帳又は研修受講シール整理表を研修センターに送付すること。認定の日付は、研修センターでの審査を終えて認定を決定した日とする。認定期間（3か年）はこの日から起算する。なお、申請日から認定日までの間に取得した研修受講単位は次回の更新申請の単位として使用できる。
	(2)研修センターは、「研修認定薬剤師申請書」等の内容を審査のうえ、研修認定薬剤師として認定された者については「研修認定薬剤師名簿」（実施細則で定める。）に記載し、「研修認定薬剤師証」（実施細則で定める。）を交付する。	(2)研修センターは、審査のうえ、認定した場合、PECSによってその記録を保存し、認定者に「研修認定薬剤師証」（実施細則で定める。）を交付する。

11 研修認定薬剤師の更新手続	(1)「5の(3)」の要件を満たした者は、研修センターに対し、「研修認定薬剤師更新申請書」(実施細則で定める。)に「6の(1)のア」の「研修手帳」及び必要事項を記入した「生涯学習自己診断表(薬剤師生涯研修の指標項目)(実施細則で定める。)を添えて提出することとし、「16」の認定申請料を納めるものとする。	(1)「5の(3)」の要件を満たした者は、研修センターに対し、薬剤師研修・認定電子システム(PECS)を利用し、その提示に従って必要事項を入力し、かつ認定審査料を納めることにより、更新申請を行うものとする。この場合、申請後にPECSより送信された申請受理連絡を印刷したものを添えて、研修受講シールを貼付した薬剤師研修手帳又は研修受講シール整理表を研修センターに送付すること。
	(2)研修センターは、「研修認定薬剤師申請書」等の内容を審査のうえ、「研修認定薬剤師証」を交付する。	(2)研修センターは、審査のうえ、認定した場合、PECSによってその記録を保存し、認定者に「研修認定薬剤師証」(実施細則で定める。)を交付する。
14	14 都道府県薬剤師研修協議会の経由 「10」、「11」、「12」及び「13」に係る申請及び交付等の手続きは、原則として、申請者の所属する団体の所在地の研修協議会を経由して行うものとする。なお、所属する団体がないときは当該居住地の研修協議会を経由して行うものとする。ただし、海外に住所を有する申請者の場合は、研修センターに直接申請するものとする。	14 申請先 すべての申請は、研修センター(PECS利用を含む。)に対して行うものとする。
15 事務の委任	(1)研修センターは、「14」に定める事務を研修協議会に委託して行うものとする。	(削除)
	(2)前項の委託について、研修センターは、別に定める委託手数料を交付するものとする。	

注：令和4年4月1日以降は、新たな実施要領（現在作成中）を適用することとなる。